

# 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団職員倫理綱領

平成 24 年 1 月 1 日制定

## 前 文

私たちは、誰もがその人らしい生活が送れ、豊かな人生となるよう支援します。また、すべてのサービス利用者等から信頼される職員を目指し、この倫理綱領を策定します。

## 条 文

(命の尊厳)

- 1 私たちは、すべてのサービス利用者が生命の尊厳を有し、個性、主体性、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、平等であることを深く認識します。

(利用者本位・自己決定の尊重)

- 2 私たちは、一人ひとりの自己決定を尊重し、安心して快適に地域社会で暮らせるよう支援します。

(人権擁護)

- 3 私たちは、いかなる差別、虐待、人権侵害をも許さず、基本的人権を擁護するとともに、個人情報保護を保護し、守秘義務を遵守します。

(地域福祉の推進と関係機関との連携)

- 4 私たちは、地域に密着した福祉サービスを展開するために、福祉、教育、保健、医療その他の関係機関との積極的かつ効果的な連携を図ります。

(専門的サービスの提供)

- 5 私たちは、自らの専門性に誇りをもち、職員同士のチームワークにより最適なサービスを提供します。

(自己研鑽)

- 6 私たちは、常に質の高い福祉サービスを提供できるよう知識・技術・理論の研鑽に励みます。

(自己の責任)

- 7 私たちは、すべてのサービス利用者等に対して説明責任を果たすとともに、一人ひとりが責任を自覚し業務にあたります。